

○消費者庁告示第十四号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第七号）の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年十二月二十五日

消費者庁長官 新井ゆたか

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第二（第二条関係）			別表第二（第二条関係）		
〔一・二 略〕			〔一・二 同上〕		
三 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤			三 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤		
〔一〕（九） 略			〔一〕（九） 同上		
（十） 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。			（十） 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。		
イ 「まざるな 危険」 の表示に際しては、枠を設け白地に「まざるな 危険」と表示すること。「まざるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キヤップを含む。以下同じ。）が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。			イ 「まざるな 危険」 の表示に際しては、枠を設け白地に「まざるな 危険」と表示すること。「まざるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。		
〔ロ・ハ 略〕			〔ロ・ハ 同上〕		
〔別記 略〕			〔別記 同上〕		
〔四〕二十六 略			〔四〕二十六 同上		
二十七 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗淨剤			二十七 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗淨剤		
〔合成洗剤（界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が純石けん分（脂肪酸塩であつて、その含有率が日本産業規格 K 三三〇四（石けん試験方法）により求められるものをいう。以下同じ。）以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の三十パーセントを超えるものに限り、台所用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の四十パーセントを超えるものに限る。）をいう。） 略〕			〔合成洗剤（界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が純石けん分（脂肪酸塩であつて、その含有率が日本産業規格 K 三三〇四（石けん試験方法）により求められるものをいう。以下同じ。）以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の三十パーセントを超えるものに限り、台所用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の四十パーセントを超えるものに限る。）をいう。） 同上〕		
〔洗濯用又は台所用の石けん（界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの（洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の七十パーセント以上のものに限り、台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の六十パーセント以上のものに限る。）をいう。） 略〕			〔洗濯用又は台所用の石けん（界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの（洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の七十パーセント以上のものに限り、台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の六十パーセント以上のものに限る。）をいう。） 同上〕		

住宅用又は家具用の洗淨剤（酸、アルカリ又は酸化剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう。）

（一）（十二） 略

（十三） 特別注意事項の表示は、容器ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。

【ロ・ハ 略】

【別記一・別記二 略】

二十八 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤
クレンザー（研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの（艶出しの用に供せられるものを除く。）をいう。）

（一）（八） 略

（九） 別記一「塩素ガス発生試験（酸性タイプ）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「酸性タイプ」

ハ 塩素系の製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

（十） 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キャップを含む。以下同じ。）が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。

ロ 「酸性タイプ」の表示に際しては、枠を設け「酸性タイプ」と赤系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「酸性タイプ」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

住宅用又は家具用の洗淨剤（酸、アルカリ又は酸化剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう。）

（一）（十二） 同上

（十三） 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キャップを含む。以下同じ。）が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。

【ロ・ハ 同上】

【別記一・別記二 同上】

二十八 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤
クレンザー（研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの（艶出しの用に供せられるものを除く。）をいう。）

（一）（八） 同上

（九） 別記一「塩素ガス発生試験（塩素系）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「塩素系」

ハ （一） 酸性タイプの製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

（二） 目に入った時は、すぐに水で洗う旨。

（三） 子供の手に触れないようにする旨。

（四） 必ず換気を良くして使用する旨。

（十） 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。

ロ 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ 塩素系の製品と一緒に使うと有害な塩素ガスが出て危険である旨の表示に際しては、枠を設け「塩素系」及び「危険」の文字を用いて表示すること。「塩素系」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすることとし、「塩素系」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

(十一) 別記二「塩素ガス発生試験（塩素系）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「塩素系」

ハ (1) 酸性タイプの製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

(2) 目に入った時は、すぐに水で洗う旨。

(3) 子供の手に触れないようにする旨。

(4) 必ず換気を良くして使用する旨。

(十二) 特別注意事項の表示は、容器ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤系色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。

ロ 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ (1) から(4)までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、(1)については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示することとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

別記一 塩素ガス発生試験（酸性タイプ）

(一) 略

(二) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ビベットを用いて酸性タイプの製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）を入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ (三) で定める塩素系基準溶液三ミリリットルをイのビーカー内に加える。

「ハ」ホ 略

ハ (1) から(4)までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、(1)については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示することとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

「加える。」

「加える。」

別記 塩素ガス発生試験（塩素系）

(一) 同上

(二) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ビベットを用いて(三)で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ 塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

「ハ」ホ 同上

(三) 基準溶液

イ 規格

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム四・八五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九一・一パーセントの混合溶液とする。

ロ 調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（三）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級（日本産業規格 K 八五七六（水酸化ナトリウム（試薬））の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るように調製する。

ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法は以下のとおり。

次亜塩素酸ナトリウムについては、基準溶液を一・〇グラムないし一・五グラム精秤し、イオン交換水を五十ミリリットルとヨウ化カリウム二グラム及び酢酸十ミリリットルを加え、遊離したヨウ素を〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液の所要量に対応する次亜塩素酸ナトリウムを求めて含有率を算出する。

水酸化ナトリウムについては、純水五十ミリリットルに基準溶液を五・〇グラム加えた溶液に、水酸化ナトリウムで中和した過酸化水素水を上記基準溶液内に発泡がなくなるまで少量ずつ滴下して次亜塩素酸ナトリウムを分解した後、〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、プロムチモールブルー溶液とする。

〔四〕・〔五〕 略

別記二 塩素ガス発生試験（塩素系）

(一) 装置及び器具

別記一 塩素ガス発生試験（酸性タイプ）に同じ。

(二) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ビベットを用いて（三）で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ 塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をフアンで攪拌する。

ニ 両液混合から五分開後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量 (ℓ)}}{20}$$

ホ 室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

(三) 基準溶液

イ 規格

酸性タイプ基準溶液については、塩酸九・三九・七パーセントとする。

ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本産業規格 K 八一八〇（塩酸（試薬））の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、プロムチモールブルー溶液とする。

〔四〕・〔五〕 同上

〔加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	(三) 基準溶液 イ 規格 酸性タイプの基準溶液については、塩酸九・三〇九・セバーセントとする。 ロ 調製方法 酸性タイプ基準溶液については、試薬特級(日本産業規格K八二八〇(塩酸(試薬)))の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。 ハ 分析方法 本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、プロムチモールブルー溶液とする。 (四) 測定は(二)イ、二を三回行い、平均値を測定値とする。 (五) 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。 「その他の磨き剤(研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、艶出し及び研磨の用に供せられるものをいう。略」
	「その他の磨き剤(研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、艶出し及び研磨の用に供せられるものをいう。同上」

附 則

(施行期日)

この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

令和七年十二月三十一日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。